

社会福祉法人大崎誠心会 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2 内容

目標1：育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備を行う。

<対策>

- ・令和2年 4月～産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。
- ・令和2年 4月～職場復帰後の仕事と家庭の両立を支援するため、育児・介護休業等規程に規定されている、子の看護休暇や時間外労働・深夜業の制限、育児短時間勤務などの制度について情報提供を行う。

目標2：所定外労働時間削減のための措置を実施する。

<対策>

- ・令和2年 4月～所定外労働時間の実態把握を行う。
- ・令和2年10月～事業所毎に問題点の検討および改善策の検討を行う。